

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	地域支え合い活動支援講座業務の委託（一部変更）について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課）

## 事業の概要

事業名	子供への絵本の読み聞かせボランティア養成講座
担当課	地域包括ケア推進課
目的	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、地域において多様な世代が支え合う『地域支え合い活動』を推進し、高齢者が住み慣れた地域において暮らしやすい地域社会を形成することにより、高齢者の健康及び福祉の増進を図る。
対象者	区内における支え合い活動の健全な発展に寄与する活動を行うもの
事業内容	<p>薬王寺地域ささえあい館においては、地域支え合い活動を推進するため、介護予防・健康づくり講座や担い手養成講座業務を委託により行う（今年度第1回本審議会了承事項）。そのうち、『子供への絵本の読み聞かせボランティア養成講座』については、利用対象者の健康調査の実施と分析を行うこととし、利用対象者の個人情報を受託者に取り扱わせることとする。</p> <p>1 子供への絵本の読み聞かせボランティア養成講座の概要</p> <p>参加者の認知症予防を入口にし、併設の保育園や児童館・学童クラブ等での読み聞かせボランティア活動の実施を最終目標にした講座。講座修了後の自主グループ化までをフォローする。（再掲、今年度第1回本審議会了承事項（参考26-1））</p> <p>2 追加する実施内容</p> <p>初回と最終の講座受講時に、認知・身体・生活機能に関する健康調査を実施・分析し、その結果を利用対象者に還元することで活動の効果を実感してもらい、活動継続の動機づけとする。</p> <p>3 委託業務の内容</p> <p>(1) 講座の企画、開催、運営</p> <p>(2) 講座の満足度等アンケートの作成と実施</p> <p>(3) 事業実施報告書の作成</p> <p><u>(4) 健康調査の実施と分析 ※追加する委託業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">・委託期間中、2回/年の健康調査を実施し、その結果を分析する</p> <p style="padding-left: 2em;">・対象者数：20人/年</p> <p>※(1)、(2)、(3)は、今年度第1回本審議会了承事項（参考26-1）</p>

## 件名 地域支え合い活動支援講座業務の委託（一部変更）について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	子供への絵本の読み聞かせボランティア養成講座
委託先	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【委託先に閲覧させる項目】今年度第1回本審議会了承事項 参加申込書の内容：氏名、年齢、地域活動歴、特技、 今後の地域活動において活用したい資格</p> <p>【委託先に収集及び分析させる項目】新たに処理させる情報項目 別紙(資料26-1)のとおり 氏名は収集させず、区が別途付番する調査用IDを使用する。 氏名と調査用IDを紐づけるデータは、区のみが保管する。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン) 氏名等の個人を特定できる情報項目は記録・処理しない。
委託理由	<p>事業を効果的・効率的に実施するため、読み聞かせの指導や健康調査の実施・分析に係る専門的な知識と技術を有する事業者へ委託する。</p> <p>上記委託先は、絵本の読み聞かせボランティア活動を通じた総合的な高齢者の社会参加プログラムを開発・確立しており、健康調査の実施・分析についても専門ノウハウを有している。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座の企画・開催・運営</li> <li>2 講座の満足度等アンケートの作成と実施</li> <li>3 事業実施報告書の作成</li> <li>4 健康調査の実施と分析【個人情報の収集及び分析】(資料26-2)</li> </ol> <p>※ 1、2、3は、今年度第1回本審議会承認事項(参考26-1)</p>
委託の開始時期及び期限	<p>平成30年7月1日から平成31年3月29日まで(次年度以降も同様の委託を行う。)</p> <p>※委託先が【収集及び分析させる項目】を取り扱うのは、平成30年10月15日(事前健康調査実施日)から。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</li> <li>2 データ収集にあたって、委託先には氏名は収集させず、区が別途付番する調査用IDを使用するよう指導する。</li> <li>3 氏名と調査用IDを紐づけるデータは、区のみが保管する。</li> <li>4 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、取扱い方法の確認を行う。</li> <li>5 年度毎の講座終了後、委託先が収集及び分析をした情報のうち、紙帳票のものは区に返却させ、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去し、消去後には、データ消去報告書を提出することとする。</li> </ol>

	<p>6 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出することとする。</p> <p>7 収集及び分析した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管するよう指導する。。</p> <p>8 委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出させない。</p> <p>9 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するよう指導するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知する。</p> <p>10 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告し、対応を協議するよう指導する。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩が無いよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用するよう指導する。</p> <p>2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行うよう指導する。</p> <p>3 委託先が、委託先のパソコンに収集した情報を保存する場合は、パスワードを付して暗号化させるとともに、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底するよう指導する。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、各PCのログを収集、管理し、情報漏洩等の事故防止対策を徹底するよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <p>1 データ収集にあたって、委託先には氏名は収集させず、区が別途付番する調査用IDを使用させる。</p> <p>2 氏名と調査用IDを紐づけるデータは保管させない。</p> <p>3 年度毎の講座終了後、委託先が収集及び分析した情報のうち、紙帳票のものは区に返却させ、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させる。消去後には、データ消去報告書を提出させる。</p> <p>4 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。</p> <p>5 収集及び分析した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>6 委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出させない。</p> <p>7 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>8 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、対応を協議させる。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩が無いよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 委託先のパソコンに収集した情報を保存する場合は、パスワードを付して暗号化させるとともに、保存先フォルダへアクセス権を設定するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、各PCのログを収集、管理し、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### **(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。